平成２５年（フ）第８４１号
愛知県知多市寺本台１丁目11番地の２
債務者　中村　弘子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５９号
愛知県丹羽郡大口町余野３丁目260番地　サンライズ明戸３－１号
債務者　久保田直人
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９２号
香川県丸亀市中津町1416番地　リバーサイド中津202号、申立時の住所香川県丸亀市川西町北655番地10
債務者　木下　正美
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４３号
香川県丸亀市郡家町1871番地１　サーパス郡家第３－1404号
債務者　上田　　真
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第９８号
長崎県長崎市大手１丁目27番32―206号、旧住所長崎県長崎市川平町594番地マーブルハウス107号
債務者　峰　亜紀子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
長崎県大村市小路口本町493番地３　レオパレス小路口本町1208号室、前住所長崎県諫早市有喜町180番地
債務者　田中　隆一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
長崎県大村市小路口本町493番地３　レオパレス小路口本町1208号室、前住所長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＥ―208号
債務者　田中　貞子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷633番地３　コーポ彼杵102号室、前住所長崎県諫早市貝津町757番地ディアス坂元102号
債務者　樋口　　隆
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
長崎県大村市西三城町６番地１　アレス三城202号
債務者　松永　安弘
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
鹿児島県南九州市川辺町神殿6004番地
債務者　有村　恵子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第２３４号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南１丁目20番地の19、従前の住所仙台市宮城野区鶴巻１丁目４番23―406号
債務者　渡部　智子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
仙台市若林区蒲町６番22号　アルム蒲町201
債務者　東　　壱彰
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
宮城県亘理郡亘理町字北新町23番地１
債務者　牛澤　義典
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
宮城県宮城郡利府町青葉台２丁目１番地157
債務者　佐藤　英雄
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
宮城県本吉郡歌津町田の頭110番地
債務者　佐々木正利
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第２８号
福島県いわき市小名浜下神白字狩亦29番地
債務者　渡邉　篤史
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１４５号
石川県白山市新田町75番地２
債務者　青木　るみ
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
金沢地方裁判所